

閱覽用

令和3年 第1回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和3年1月6日
神崎市農業委員会

令和3年1月 第1回神崎市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和3年1月6日(水) 午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市中心公民館1階 第1研修室

3 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

農地利用最適化推進委員 16名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

5番 八谷 敏委員 7番 樋口光輝委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認および農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転関係について 1件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 14件

議案第6号 空き家等に付随する農地の農地区域の指定について 1件

議案第7号 非農地通知の発出について 1件

議案第8号 非農地判断について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 8件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

新年おめでとうございます。

本日はご多忙の中、本総会に委員および最適化推進委員の皆さんにご出席を賜り、誠にありがとうございます。

皆さまにおかれましては、日頃の体調管理や新型コロナウイルス感染防止に心掛けていただきますよう、お願い申し上げます。

本日の総会も、新型コロナウイルス感染防止対策に努めて開催いたしますので、円滑な議事の進行について、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和3年 第1回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長 (会長より、適宜ご挨拶をお願いします。)

あらためて、皆さまおめでとうございます。皆さまにおかれてはどんな新年を迎えられたのでしょうか。皆さん、ご家族ともども希望を持って、地域でもその希望をつかんでいけるような、そのような年になればいいなと思っております。本日は本当にお忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、令和3年 第1回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は13名、全員出席でございます。また、農地利用最適化推進委員16名にご参加いただいております。ありがとうございます。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、5番 八谷委員と 7番 樋口委員を指名します。 よろしく願いします。

議長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

○日程第3 付議事件

これにつきましては、お手元にあります、議案第1号から議案第8号までの8議案の26件と、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認の8件です。 ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願い致します。

(議案第1号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 許可後の事業計画変更承認および農地法第5条関係)

議長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地転用許可後の事業計画変更承認および農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号、農地転用許可後の変更計画承認申請の申請について説明いたします。

受付番号1番、申請地の所在は、神埼町城原字〇〇 〇〇番の156㎡です。本件は、事業計画変更のうち当初の事業計画区域の拡大に該当することになります。

転用事業の当初と変更後の申請地、変更申請の理由、変更後の事業継承の用途や資金については記載のとおりで、完了は令和4年2月28日の予定です。

申請地の農振除外は平成23年12月に決定済みで、農地区分につきましては、申請地は、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設等が連たんしている区域に近接する区域内の農地で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地に該当し、用地選定を行った上で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。

位置図などは2ページから3ページに添付しております。

申請に必要な書類として、当初と変更後の土地利用計画図、残高証明書があり、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われれます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号1番について、地区担当委員の6番 中原委員のご意見ををお願いします。

6番 中原委員 【地区担当委員の意見】

6番の中原です。1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

変更申請の内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の佐藤推進委員とともに、12月22日に現地や申請内容を確認しましたが、変更内容・変更後の事業計画については妥当であり問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですか。

(なしの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に説明】

農地法第5条の受付番号1番の申請について説明いたします。

申請地の所在は、神埼町田道ケ里字〇〇 〇〇番の外9筆の6, 144㎡です。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は令和2年6月に決定済みであります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の区域内にある農地に該当することから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅で集落に接続して設置されるものとなります。

位置図などは6ページと7ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号1番について、地区担当委員の5番 八谷委員のご意見をお願いします。

5番 八谷委員 【地区担当委員の意見】

5番の八谷です。2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の田中推進委員とともに、12月26日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(10番福田委員挙手)

議 長

福田委員どうぞ。

10番 福田委員

福田です。 すいませんが、私もここは事前に現地を確認したんですが、現地は既に造成してあるように見受けられたのですが、いかがでしょうか。

議 長

私も現地確認しましたが、どうだったですかね。

事務局

お答えします。 現地は計画地内に元牛舎であった宅地がありまして、解体してありますが、その周囲の農地地目も一体的に使ってあった模様でして、申請前に草刈りなどされていたので、更地と確認なされたかと思います。

(5番八谷委員挙手)

5番 八谷委員

それは、私も確認しています。 昔牛を飼ってあったので、牛舎解体後は現状のままだと聞いていました。

10番 福田委員

わかりました。

議 長

委員、よろしいですかね。 他にございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、受付番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号2番を議案書を基に説明】

受付番号2番、申請地の所在は神埼町姉川字〇〇 〇〇番の田1筆984㎡です。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は令和3年1月に決定予定であり、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから1種農地と判断し、転用許可基準としましては、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設、集会施設に該当します。

位置図などは8ページと9ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書が添付されております。また、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号2番について、地区担当委員の2番 末吉副会長のご意見をお願いします。

2番 末吉副会長 【地区担当委員の意見】

2番の末吉です。2号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の勝谷推進委員とともに、12月30日に現地を確認し、現地の状況や転用の内容などを勘案し、申請地の隣接地は譲渡人の農地で他の農地はなく、事業目的に適していると思われる土地で、地区の区長さんや生産組合長さんの同意もありますので、問題は無いものと思います。委員のみなさまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号2番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号、受付番号3番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、議案書の5ページをご覧ください。 受付番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号3番を議案書を基に説明】

受付番号3番、申請地の所在は、千代田町柳島字〇〇 〇〇番の外田6筆の8, 556㎡です。 転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などにつきましては記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、既存の施設の1/2以内の拡張に該当いたします。

位置図などは10ページと11ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号3番について、地区担当委員の3番 城野委員のご意見をお願いします。

3番 城野委員 【地区担当委員の意見】

3番の城野です。 2号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の野中推進委員とともに、12月30日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。 みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号3番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号、受付番号4番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、受付番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号4番を議案書を基に説明】

受付番号4番、申請地の所在は、千代田町柳島字〇〇 〇〇番の外田、畑合わせて13筆になります。農振除外は令和3年1月に決定予定であり、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設に該当します。

位置図などは10ページと12ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号4番について、地区担当委員の3番 城野委員のご意見ををお願いします。

3番 城野委員 【地区担当委員の意見】

3番の城野です。2号議案の受付番号4番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の野中推進委員とともに、12月30日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですか。

(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号4番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第3号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の13ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。 初めに議事参与の制限がある議案を審議します。

受付番号1番は、6番 中原委員が議事参与の制限を受けられますので、委員の退室をお願いします。

(6番 中原委員の退室を確認して)

議 長

それでは、受付番号1番を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号1番は所有権の移転で、申請理由などは記載のとおりです。

申請地の位置図を15ページに添付しております。

この申請は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですか。

(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第3号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

それでは、中原委員の入室を許可します。

(6番 中原委員の着席を確認して)

(議案第3号 農地法第3条関係)

議 長

それでは、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請の受付番号2番と3番を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

説明いたします。 受付番号2番と3番は所有権の移転で、申請理由などは記載のとおりです。

各申請地の位置図を、番号2番は16ページに、3番は17ページから20ページに添付しております。

この申請は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番真島委員挙手)

議 長

12番真島委員どうぞ。

12番 真島委員

12番の真島です。 3番の申請地の中には、資料にもあるとおり現況不能で道路になつとるけど地番の残つとるのがあつとですね。 これは当人同士は了解しとつてことでしょうか、これでよかとですかね。

事務局

こちらは行政書士が委任を受けて申請業務をされている案件ですが、本人同士の了解のもと申請されております。事務局では農地台帳に載ってもおりましたので、非農地通知も検討しましたが、申請を急ぎたいと希望されたので受けた次第です。

12番 真島委員

申請者が高齢でもありますし、誰も話のできとっない急いでしてくんしゃいはわかりますけど、受けたもんがそのまま受けることになっけんですね。そこは勉強しとった方がいいと思います。登記についても勉強してください。

事務局

はい。

12番 真島委員

(登記について発言されたがマイク未使用で録音されていない。)

議長

そうですね。ありがとうございました。他にはよろしいですか。
(ありませんの声あり)

議長

ありがとうございます。それでは、質疑なしと認め質疑を終了します。
(採決)

議長

これより採決します。議案第3号、受付番号2番と3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

議長

次に、議案書の21ページをご覧ください。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転関係について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転について説明いたします。

農業経営基盤強化を促進する農地売買等事業に基づいて行われる、この農用地利用集積計画の所有権移転について、総会での議決を求めるものであります。

議案書 21 ページの番号 1 番は、佐賀県農業公社による農地の買入案件であり、土地の所在、所有権の移転をする者の氏名、価額などは記載のとおりです。

申請地の位置図を 22 ページから 24 ページに添付しております。

所有権の移転時期は令和 3 年 2 月を予定しております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。それでは、質疑なしと認め質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画 所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第 5 号 基盤強化促進法第 18 条第 1 項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第 5 号をご覧ください。

議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について議題とします。

最初に、1 ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 5 号、議案書の総括表を基に説明】

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 17 条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、同法 18 条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、総会での議決を求めるものであります。

初めに総括表により説明しますので、議案書 1 ページをお開きください。

利用権設定関係総括表。 神埼町 新規 2 件、再設定 1 件、計 3 件。 内訳は、田 6 筆 11, 433 m²。

千代田町 新規1件、再設定4件、計5件。 内訳は、田15筆47, 131 m²。

脊振町 新規4件、再設定2件、計6件。 内訳は、田12筆13, 787 m²。

神崎市 合計14件、 内訳は、田33筆 72, 351 m²となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。 総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。 次に、議案書2ページの、農用地利用集積計画 神埼町新規の番号1番と2番を審議しますが、番号2番は法人への利用権設定で、5番 八谷委員が議事参与の制限を受けられますので、委員の退室をお願いします。

(5番 八谷委員の退室を確認して)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼町新規の2番の申し出について説明します。

左から、土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、利用目的・賃借料など、そして設定期間となっております。

設定する内容は、田1筆 2, 684 m²で、法人との設定となっております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。 それでは、八谷委員の入室を許可します。

(5番 八谷委員の着席を確認して)

議 長

それでは、あらためて議案書2ページの農用地利用集積計画 神埼町新規について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼町新規の申し出について説明します。 設定する内容は、先ほどの審議分と合わせて、田2筆 4, 678㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書3ページの、農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号1番を審議しますが、これは法人への利用権設定で、5番 八谷委員が議事参与の制限を受けられますので、委員の退室をお願いします。

(5番 八谷委員の退室を確認して)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書3ページの、神埼町再設定の番号1番の申し出について説明します。設定する内容は、田4筆 6, 755㎡で、法人との設定となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。それでは、八谷委員の入室を許可します。

(5番 八谷委員の着席を確認して)

議 長

次に、議案書4ページの、農用地利用集積計画、千代田町新規の番号1番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書4ページの、千代田町新規の番号1番の申し出について説明します。設定する内容は、田2筆 3, 960㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。 それでは、質疑なしと認め質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書5ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号1番から4番を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書5ページの、千代田町再設定の番号1番から4番の申し出について説明します。 設定する内容は、田13筆 43, 171㎡となっております。
その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいですか。
(なしの大声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。 質疑なしと認め質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

はい、全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書6ページの、農用地利用集積計画、脊振町新規の番号1番から4番を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書6ページの、脊振町新規の番号1番から4番の申し出について説明します。設定する内容は、田10筆 11,589㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

よろしいですか。

(ありませんの声あり)

議長

それでは、質疑なしと認め質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議長

次に、議案書7ページの、農用地利用集積計画、脊振町再設定の番号1番と2番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書7ページの、脊振町再設定の番号1番と2番の申し出について説明します。設定する内容は、田2筆 2,198㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第6号 空き家等に付随する農地の農地区域指定関係)

議 長

次に、別冊の議案第6号をご覧ください。

空き家等に付随する農地の農地区域の指定について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第6号、議案書を基に説明】

議案第6号 空き家等に付随する農地の農地区域の指定について説明いたします。

神埼市の空き家・空き地バンク制度に登録された空き家に付随する農地について、神埼市空き家等に付随する農地の別段面積取扱基準に基づく農地区域の指定の申請がありました。

議案書の1ページをご覧ください。申請地は、千代田町渡瀬字〇〇の畑1筆63㎡で、空き家バンク制度に登録された空き家に隣接しております。2ページには現地写真を添付しております。

空き家等に付随する農地の別段面積取扱基準に基づき、空き家と共にこの農地を取得しようとする者が、農地として向こう5年以上耕作などで活用されることが見込まれる場合は、農地の取得要件の特例である別段の面積1㎡が適用される農地区域に指定することを、総会において審議・決定するものであります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番 真島委員挙手)

議 長

12番 真島委員どうぞ。

12番 真島委員

あの、空き家に付随する農地の取扱基準については、前に総会で審議して決定したと思いますけど、それは委員に配ってますかね。

事務局

すいませんが、総会審議に諮ったとき議案はお示しましたが、それだけです。

1 2 番 真島委員

ですよね。 なら示してください。 確かに審議したけど何やったかなって
です、今回議案の出たけどようわからんでしたからね。 他の委員さんもそ
うじゃなかったでしょうかね。

議 長

真島さん。 空き家に付いた農地の取扱基準は前の総会で承認してもらいま
したし、全国的に取り組んであって、優良事例もあってこれはいいことだと、
定住促進の推進の面でも農業委員会が貢献できることだと私も思ってます。

今後も該当する場合は活用していきたいものと思いますのでご理解ください。

(2 番末吉副会長挙手)

2 番 末吉副会長

これは、新たな取り組みですけど、こういったことで新規就農と空き家対策
が関連して定住にもつながるのは大いによいことだと思います。

あの、真島くんは、わからんことがあったなら、議案書も前もって配られと
っけんです、事務局に確認してみてください。 そのために事前に配られよ
っけんです。 そしたら事務局も今日皆さんが集まるけん資料を用意しとっ
たかとも思いますよ。 事務局も議決した後にさっと配っとらんばいかんやっ
たと思いますけど。 以上です。

事務局

すいませんでした。 近日皆様にあらためて取扱基準を配布させていただきます。
ご受領、ご確認のことお願いいたします

議 長

真島さん、よろしいですかね。

1 2 番 真島委員

ぜひお願いします。 でも、この議案は私は承認ですからね。

議 長

他にはよろしいですか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 空き家等に付随する農地の農地区域の指定について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第7号 非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の議案第7号をご覧ください。

非農地通知の発出について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第7号、議案書を基に説明】

議案第7号 非農地通知の発出について説明いたします。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地化の同意及び申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、非農地であると判断し、正式に非農地通知を発出するものです。

今回非農地通知する土地については、1ページをご覧ください。 名義人、土地の所在、登記地目、現況地目、面積については記載のとおりです。

場所については、2ページをご覧ください。 こちらに位置図、広域図などを記載しております。

現地は、既に非農地化していることを確認しました。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 非農地通知の発出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第8号 非農地判断について)

議 長

次に、別冊の議案第8号をご覧ください。

非農地判断について、事務局の説明を求めます。

事務局【議案第8号、非農地判断について説明】

議案第8号 非農地判断について説明します。

今年度の遊休農地調査により、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判断した農地地目について、非農地判断を行いたいので、総会での承認を求めるものであります。

議案書の1ページから3ページに非農地判断する農地地目について、大字ごとの筆数と面積を記載しております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番 真島委員挙手)

議長

12番 真島委員どうぞ。

12番 真島委員

12番の真島ですが、この非農地としたところはもう確認せんでよかということですかね。去年も同じように言ったとは覚えてますけど。

事務局

それはですね、結論を申しますと、今後も継続して確認してくださるようお願いいたします。

12番 真島委員

それと、調査の実施要領では、非農地判断した農地には非農地通知をして農地から除外するとありますから、非農地判断したない農地じゃなけんもうよかとじゃないの。そういうことですよ。

事務局

非農地判断は、毎年この時期に農地利用状況調査を取りまとめた結果により審議させていただいております。

ただし、神崎市は国の実施要領に準じて市の実施要領としておりますが、非農地通知は農地所有者さんからの申請を受けて総会に諮った後に発出しております。

これについては、事実を申し上げますと、前年に復旧困難な荒廃農地と判断いただいて非農地判断した農地でも、今年は管理農地と判断していただいている農地が多くございます。その逆のケースもありまして、これは市の判断だけで非農地通知を発出することはどうかという状況であります。

(4番野田委員挙手)

議 長

4番 野田委員どうぞ。

4番 野田委員

4番の野田ですが、これは私の地区が正にこれです、もともとみかん山だったのが荒廃化して何とかしないといかんと思います、復旧はそれこそ受け手も後継者もない不足している状況で困難です、この非農地の話はやむおえないことだと、地区で話し合いを促して同意を取ろうかと、今正に思っているところなんです。

議 長

それこそ中山間地は、非農地をして、それで維持していく農地を明確にして地域で守っていくことをしないと。 獣害も出て耕作できないところも増えていますから。 何とか中山間地の農地を守る、農地が難しければ山林化して、補助金など活用して植林してですね。

4番 野田委員

まあ、植林もですが、地区では有志で組織作って遊休農地に桑を植えて市と特産品化を目指してあるし、そういう風に遊休地を解消して活かすのは大事ですが、今活用している農地をどう守るか話し合うときに非農地化を皆で理解して進めていかんといかんなと思っておりますね。

(8番國部委員挙手)

議 長

8番 國部委員どうぞ。

8番 國部委員

8番の國部です。 山間地では荒廃農地が大変だと思いますが、私のところの遊休農地があって周りの農地によくないですから、それを私が所有者の了解とって、所有者といっしょに草刈りしてトラクターですいたですよ。

事務局

國部委員さんがおっしゃったことは、先日活動報告でいただいて、自ら解消活動の実践していただいて、大変ありがたいことです。

4番 野田委員

遊休農地の解消は、所有者の理解があったら話のできると思いますが、農地をどうするかは個人の権利って強く思っちゃったりでなかなか簡単じゃなくて、中には無届転用もされたりして、そこは、所有者さんの意識調査が必要じゃないでしょうかと思いますね。

(5番中原委員挙手)

議 長

5番 中原委員どうぞ。

5番 中原委員

5番の中原ですが、私も遊休農地の多い地区を担当してますが、立地で遊休地化はやむおえないって農地もありますけど、所有者にいくら解消してってこっちが言っても、どう思っているか、それこそ話しもできないところはわからんですから、所有者の意向を調査するってことは必要と思います。

(7番樋口委員挙手)

議 長

7番 樋口委員どうぞ。

7番 樋口委員

7番の樋口です。私のとこの法人では地域の農地の借り受けをしていますが、とにかく所有者の意向を把握するのは重要ですね。同意取らんと何もできませんから。

調査をするとは事務局は大変でしょうけど、私たちが一人ひとりに聞いて回っても限界のあつですから、やらんよりはやるごと考えてもらいたかですね。

(9番森田委員挙手)

議 長

9番 森田委員どうぞ。

9番 森田委員

森田ですが、意向調査はよかと思いますが、非農地化を進むつともちゃんと所有者に伝えんといかんですよね。理解を得るために通知するとも方法じゃなかかと思えますけど。

議 長

そうですね。事務局は非農地通知して判断の変わるのがって言つたけど、非農地よつて伝えていかんとわからんですよね。

事務局

それは考えています。今までできていないですけど、非農地該当通知を出すべきところできていないので取り組みたいと思つてはおります。

もう一つは、委員さんが地区で推進のためのお話をやつていただいているところがありますので、非農地化を推進できる地区を決めて非農地通知を行うべきかとも検討しております。

そして意向調査についてですが、平成26年と27年には市内の所有者さんに実施しております。ただその時の回収率が50%にもいかなくて、そして市外の方とかは調査できませんでしたので、やるならばしっかり準備してやらんばと思つております。ただし、我々のマンパワー不足は皆さんもご存じのとおりでして、なんとかできればと思つております。調査の周知や回収など皆さまにご苦勞を強いるようになりそうなのは申し訳ないのですが。

(12番 真島委員挙手)

12番 真島委員

ええとですね、さっきも言いましたけど実施要領に決まっているならやったらいいと思いますけどね。 通知して。 そうと思いますがね。

事務局

委員のご協力をいただきながら推進していきたいと思います。 はい。
(2番末吉副会長挙手)

議長

末吉さん、いいですか。

2番 末吉副会長

これは、非農地通知も意向調査も簡単にやれるものじゃなかろうし、しかし、意向を調査ができたなら、その結果私たちがやらなくてはならないわけですよ。 私たちの地区は今法人への集積が進められているので、そういった機会に少しでも話し合ったり、聞くことができればと思います。

議長

そうですね。 各委員も日頃の地域での聞き取りが重要だと思っていただいて、ご活動いただくようお願いいたします。

事務局

皆さんにご協力をいただきながら推進していけるようにしたいと思います。

議長

それでは、そろそろよろしいですか。 他に質疑などはありませんか。
(無言)

議長

いいでしょうか。 では、質疑なしと認め質疑を終了します。
(採決)

議長

これより採決します。 非農地判断について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。 事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっていますので、受理したものを報告いたします。

受付番号の1番から8番は、農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業を活用した賃貸借契約の合意解約です。 報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。 ご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいですか。
(なしの声あり)

議 長

それでは、無いようですので報告第1号については報告のとおりです。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和3年 第1回神崎市農業委員会総会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

11時00分 閉 会